

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定（板橋区決定）

〔平 30.10.11
板橋区告示第 449 号〕

都市計画面板橋駅板橋口地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

幅員の〔 〕は全幅員を示す。

名 称		板橋駅板橋口地区第一種市街地再開発事業				
施行区域面積		約 0.4ha				
公共施設の 配置及び規模	道 路	種 別	名 称	幅員	延長	備 考
		区画街路	板橋区特別区道 第2001号線	6.0m 〔12.0m〕	約75m	整備済
建築物の整備		建築面積	延べ面積 (容積対象面積)	主要用途		建築物の高さの限度 ※1
		約2,500㎡	約53,300㎡ (約36,800㎡)	住宅、商業、公益、駐車場		130m
		※1：階段室、昇降機塔その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の1/8以内の場合においては、その部分の高さは、12mまでは当該建築物の高さに算入しない。				
建築敷地の整備		建築敷地面積	整 備 計 画			
		約 3,880㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・道路から壁面の位置を2.5m、4.0m後退し、歩道状空地を確保する。 ・敷地の北側に広場状空地（約380㎡）を整備する。 ・敷地の南側に広場（約150㎡）を整備する。 			
備 考		地区計画区域及び高度利用地区内にあり。				

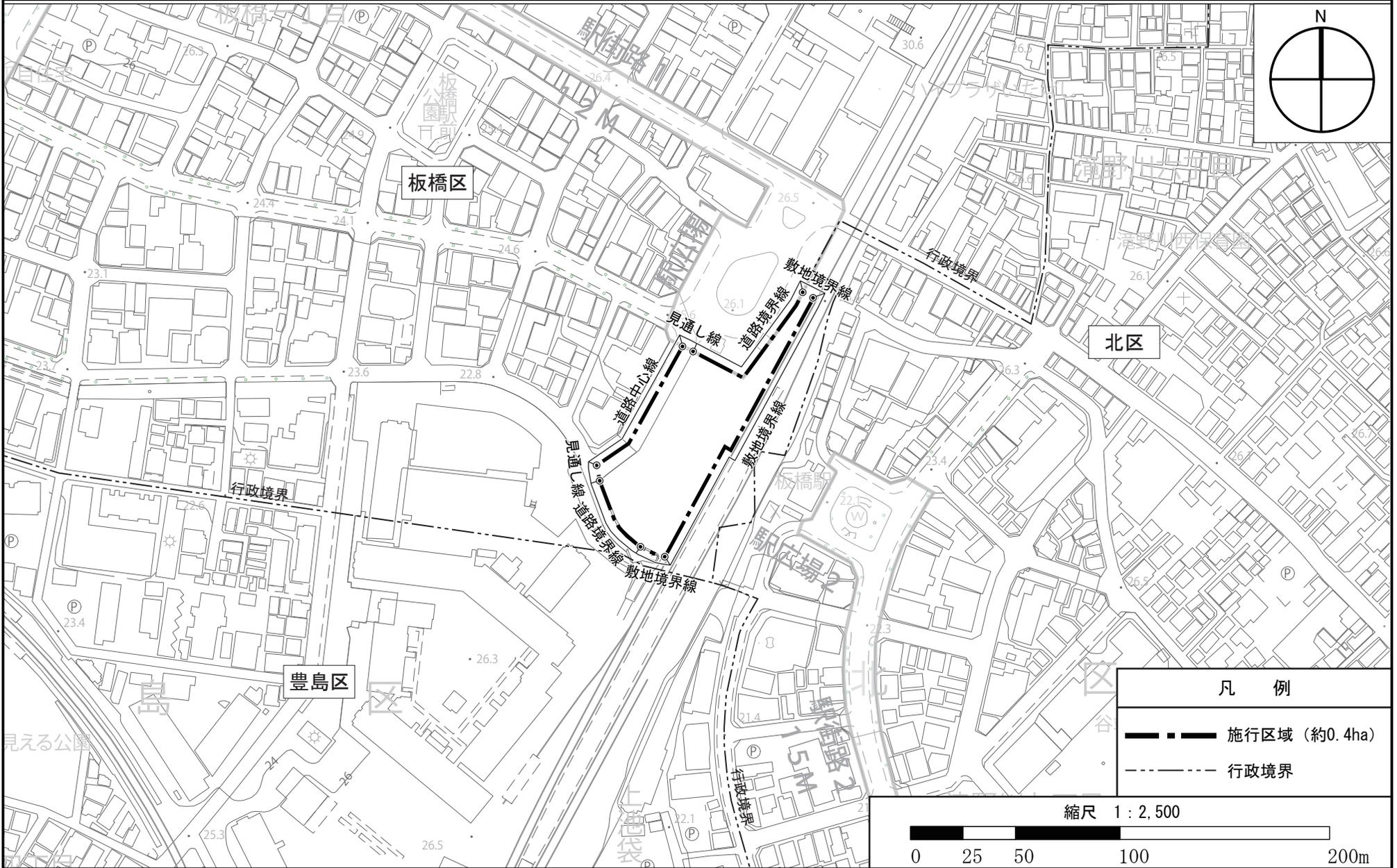
「施行区域、公共施設の配置及び街区の配置、建築物の高さの限度及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

理由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることにより、板橋区の玄関口にふさわしい暮らしやすく、活気あふれる拠点の形成を目指すため、当該地区における第一種市街地再開発事業の都市計画決定を行うものである。

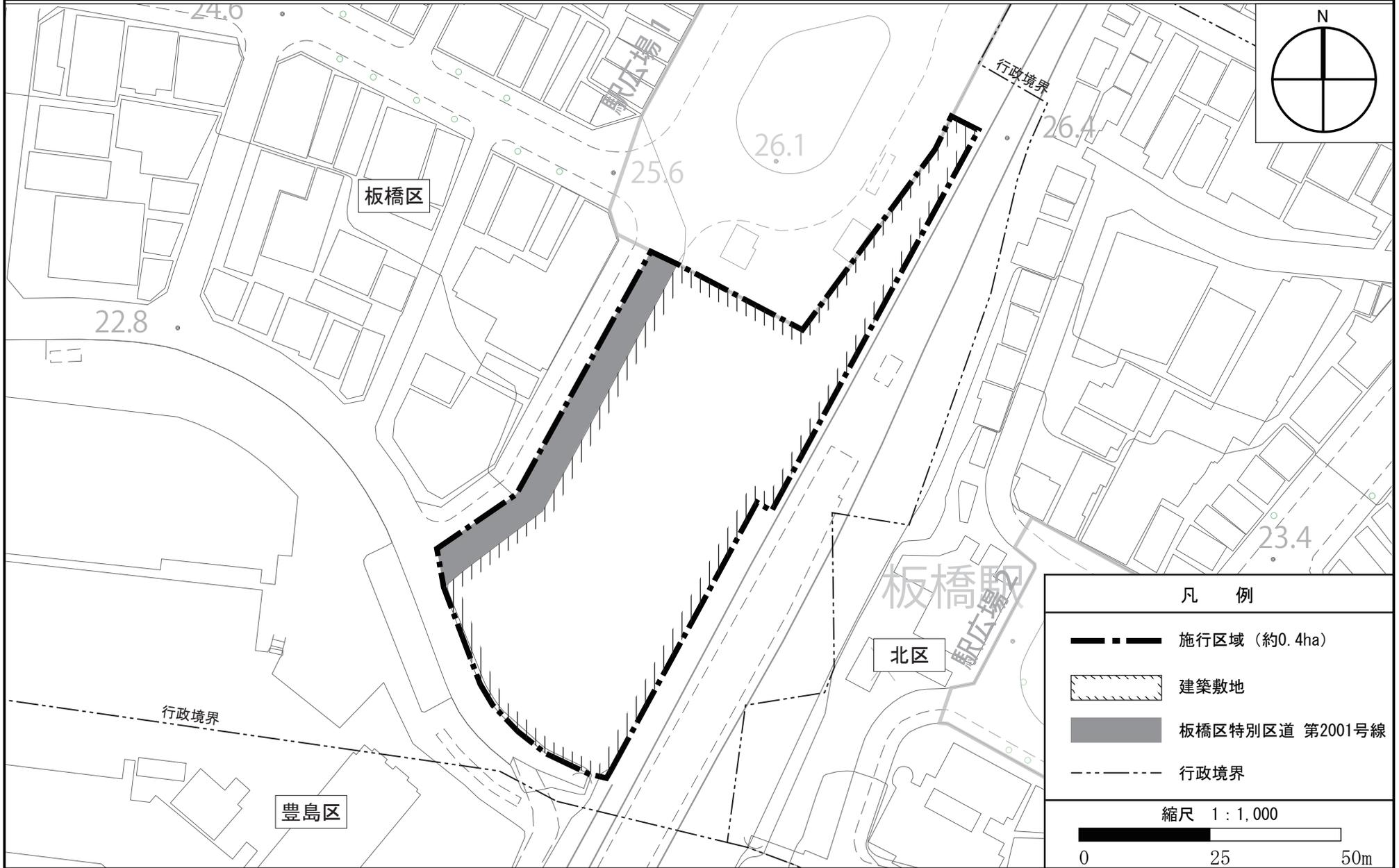
東京都計画第一種市街地再開発事業

[板橋区決定]

板橋駅板橋口地区第一種市街地再開発事業 計画図1 (区域図)



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)29都市基交著第203号、平成29年11月21日。ただし、計画線は都市計画道路の計画図から転記したものである。(承認番号)29都市基街都第239号、平成29年11月24日。無断複製を禁ずる。



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)29都市基交著第203号、平成29年11月21日。ただし、計画線は都市計画道路の計画図から転記したものである。(承認番号)29都市基街都第239号、平成29年11月24日。無断複製を禁ずる。

